

農業委員会からのお知らせ

令和7年4月から

農地の貸借の仕組みが変わります!

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく農地の出し手と受け手の「相対契約」による農地の貸し借りの手続きは、令和7年3月末で廃止されます。

農用地利用集積計画による貸借(相対)の最終申込み締め切りは令和7年3月10日(月)です。



手続きの違い

	①農用地利用集積計画による貸借(相対)	②農地中間管理事業(農地バンク)	③農地法第3条による貸借
仕組み	出し手 ⇄ 受け手	出し手 ⇄ 中間管理機構 ⇄ 受け手	出し手 ⇄ 受け手
適用	令和7年3月31日で廃止されます!	今までどおり受付できます!	今までどおり受付できます!
貸借の期間	50年以内	原則10年以上	原則50年以内
賃借料	物納または金納	物納または金納	物納または金納
期間満了時の取り扱い	農地は出し手に戻ります。	農地は出し手に戻ります。 ※再設定により更新できます。	賃貸借の場合、契約の解約届出をしない限り継続されます。
受付締め切り	令和7年3月10日(月)	—	—

質問

すでに設定済みの農用地利用集積計画はどうなるのか?

答え

令和6年度末までに設定したものについては、期間満了まで有効となります。
例：令和7年1月から5年間で設定した場合⇒令和12年1月まで有効です。

相続登記が義務化されています!

令和6年4月1日から相続により不動産の所有権を取得した相続人は法務局で相続登記の申請をすることが義務付けられました。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

★法務省ホームページ：不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

★農地を相続したときは農業委員会へ農地法第3条の3の権利取得の届出が必要です。



(お問い合わせ) 農業委員会事務局 電話:52-2680 有線:20-4000 (内線4333)

仁多地域統合小学校
校章デザイン候補の意見書提出

仁多地域統合小学校の校章デザイン候補の意見書が12月19日、仁多地域学校再編統合推進委員会総務部会の和久利司部長から糸原町長に提出されました。

校章デザイン候補は、同委員会が昨年7月1日から8月31日にかけて募集し、43名の方から43作品の応募があり、2回の選考を経て10作品を選びました。今後は、町総合教育会議での意見照会などを行い、今年度中に決定する予定です。



▲意見書を提出する和久利司部長(右)

【選考された10作品】



令和7年度 仁多地域放課後児童クラブ

加入申込みのお知らせ

申込受付期間：令和7年1月20日(月)～2月14日(金)

小学校下校後、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供します。

【加入対象児童】 仁多地域の小学校に通う児童

【申込書配布場所および提出先】

各児童クラブ または こども家庭支援課(仁多庁舎)

※現在加入中のお子さんについては、各児童クラブから申込書をお渡しします。
◎詳しくは町ホームページをご覧ください。申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

(お問い合わせ) こども家庭支援課 電話:54-2504 有線:31-5000 (内線5163)



藤原 ひかり

(奥出雲病院 作業療法士)

地元奥出雲に恩返し出来るよう、これから出逢う皆様に沢山の笑顔をお届けしていきたいと思ひます。



千原 彩佳

(奥出雲病院 作業療法士)

奥出雲町の皆様が安心して暮らして頂けるよう、精一杯頑張ります。

(令和7年1月1日採用)

新規採用職員
の紹介